

第1 監査の請求

1 大阪府職員措置請求書の提出

令和6年4月25日（同月24日付けの大阪府職員措置請求書が郵送で到達した日）

2 請求人

略

3 請求の要旨

別紙1記載のとおり。

第2 請求の受理

本件監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

大阪地方裁判所令和5年（行ウ）（略）事件（以下「本件事件」という。）の令和5年11月10日付け判決（以下「本件判決」という。）に係る賠償金及び訴訟費用並びに訴訟代理人弁護士に対する着手金及び終了謝金に係る支出

2 監査対象機関

大阪府教育庁（以下「教育庁」という。）

後記第4の1(3)ウのとおり、本件判決は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）が行った2件の行政文書の非公開決定を取り消し、被告の府に賠償金の支払等を命じるものである。

本件判決で取り消された2件の行政文書の非公開決定は、大阪府教育委員会通則（昭和24年大阪府教育委員会規則第1号）第1条において委員会の事務をつかさどる事務局とされている教育庁において行ったものである。

また、本件事件に係る賠償金及び訴訟費用並びに訴訟代理人弁護士に対する着手金及び終了謝金に係る公金の支出に関する権限は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第3条及び別表第1（第3条関係）に基づき知事から委員会に委任され、

さらに大阪府教育委員会の財務事務の委任に関する規則（昭和39年大阪府教育委員会規則第5号）第2条第2号及び第3号に基づき委員会から教育長に委任されており、支出に関する事務は教育庁で執行されている。

そこで、監査の実施に当たっては、教育庁を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述

令和6年5月8日付けで、請求人に対し、同月24日に法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会（以下「請求人陳述」という。）を設ける旨通知したが、請求人から、請求人陳述を欠席する旨の連絡があったことから、請求人陳述は実施しなかった。

4 実地監査

令和6年5月23日、監査委員事務局職員は教育庁に対して監査を実施し、本件事件に係る行政文書の非公開決定を行った経緯、賠償金及び訴訟費用の支払、訴訟委任契約と当該契約に基づく着手金及び終了謝金の支払等について聴取を行うとともに、本件監査請求に係る証拠書類等の確認を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係

本件監査請求に関して行った前記第3の4の実地監査、請求人が提出した事実証明書の内容などから、監査を実施した限りにおいて認められる事実は、次のとおりである。

(1) 本件判決で取り消された行政文書非公開決定について

本件判決で取り消された2件の行政文書の非公開決定は、それぞれ次のア及びイのとおりである。

ア 令和4年7月12日付け非公開決定について

(ア) 令和4年2月21日付けで、本件事件の原告となるA氏（以下「A氏」という。）は、委員会あてに、行政文書公開請求書の行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の欄に「府立東住吉総合高校のA教諭が令和3年度に「公民総合」の授業で配布した授業資料および視聴させた映像資料の全て。」と記載して、行政文書の公開請求（以下「本件請求1」という。）を行った。

(イ) 本件請求1について、委員会は、令和4年7月12日付けで、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定により本件請求1に係る行政文書の全部を公開しない旨の決定（以下「本件非公開決定1」という。）をし、同日付け教高第1784号非公開決定通知書で、A氏に対して通知した。

この非公開決定通知書には、公開しない理由として、「本件情報公開請求は、請求人本人が作成した文書が対象となっていることから、大阪府情報公開条例（以下、「条例」という。）前文に定められた「知る権利の保障」の趣旨を逸脱する請求であり、条例第4条に反する不適正請求と認められるものであるため、当該請求を却下とし、条例第13条第2項の規定に基づき非公開とする。」と記載されていた。

なお、委員会は、本件非公開決定1に先立ち、A氏に補正を求めることはなかった。

イ 令和4年7月19日付け非公開決定について

(ア) 令和4年7月5日付けで、A氏は、委員会あてに、行政文書公開請求書の行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の欄に下記のとおり記載して、行政文書の公開請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

（行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の欄の記載事項）

- A. 府立東住吉総合高校、泉大津高校、岬高校、狭山高校について、
1. 体育の水泳実技に参加できない生徒に対して課しているレポート課題の内容がわかる資料
 2. 上記1. のレポート課題が現行学習指導要領に基づいてどのように評価されるのか分かる資料
 3. 上記1. のレポート課題がどのように現行学習指導要領に基づいているのか分かる資料
 4. 上記1. のレポート課題の分量および内容が正当である根拠
- B. 現行学習指導要領体育編において、『入学年次においては、「B器械運動」、
「C陸上競技」、
「D水泳」及び「Gダンス」についてはこれらの中から一つ以上を、「E球技」及び「F武道」についてはこれらの中から一つ以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。その次の年次以降においては、「B器械

運動」から「Gダンス」までの中から二つ以上を選択して履修できるようにすること。』とあることについて

1. 上記に「選択して履修できるよう」とあるにも関わらず、府立東住吉総合高校においては生徒に選択の余地を与えず特定の領域を強制させている事実がわかる文書
 2. 上記に「選択して履修できるよう」とあるように、府立東住吉総合高校においてはどのように領域を選択させているのかわかる文書
 3. 上記1. 2. について泉大津高校、岬高校、狭山高校について同様の文書
- ※なお、この行政文書公開請求は、府立泉大津高校の通称 B 前教頭（大阪府教育委員会の公開情報によれば Mobil(略)）の指示および同前校長 C の絶賛によるものです。

(イ) 本件請求2について、委員会は、令和4年7月19日付けで、条例第13条第2項の規定により本件請求2に係る行政文書の全部を公開しない旨の決定（以下「本件非公開決定2」という。）をし、同日付け教高第2401号非公開決定通知書で、A氏に対して通知した。

この非公開決定通知書には、公開しない理由として、「当該請求は、その個別の内容の殆どは明らかに存在するはずのない文書の公開を求めるものである。また、当該請求は、「※なお、この行政文書公開請求は、府立泉大津高校の通称 B 前教頭（大阪府教育委員会の公開情報によれば Mobil(略)）の指示及び同前校長 C の絶賛によるものです」との文章を含んでいたものであるが、当該記載にかかる事実は処分庁の調査の結果一切存在しなかった。記載されている氏名の者があたかもそのような指示等を実際に行ったと誤認させうる記載は、請求文書の内容を問わず、記載されている氏名の者の社会的信用をことさらに低減させることが主な意図であると推認されるものであり、大阪府情報公開条例（以下、「条例」という。）前文に定める「知る権利の保障」という情報公開請求の趣旨から逸脱するものである。よって、当該請求は、条例第4条に反する不適正請求と認められるため、当該請求を却下し、条例第13条第2項の規定に基づき非公開とする。」と記載されていた。

なお、委員会は、本件非公開決定2に先立ち、A氏に補正を求めることはなかった。

(2) 本件非公開決定1及び本件非公開決定2に当たっての検討状況等について

ア 大阪府情報公開条例解釈運用基準（条例第4条の運用）

大阪府情報公開条例解釈運用基準には、条例第4条の運用について、次の記載がある。

「2 行政文書又は法人文書の公開請求において、不適正な請求をしようとすることが認められる場合には、請求者に対して、情報公開制度の趣旨及び目的を説明し、適正な請求を行うよう求めるものとする。

なお、不適正な請求として、次のような請求が該当すると考えられる。

- ・ 実施機関の行う事務事業に関する一切の行政文書や特定の所属が保有する一切の行政文書を求めるような、公開請求の対象となる行政文書が特定されない包括的な請求であり、かつ、実施機関が保有する行政文書を探索的に調査するため膨大な時間や労力が必要となり、実施機関における他の事務を停滞させる原因となるようなもの
- ・ 対象となる行政文書が著しく大量で、請求対象となる行政文書についての公開・非公開の有無の調査・判断、非公開部分のマスキング等の措置に膨大な時間と労力が必要となり、実施機関における他の業務を停滞させる原因となるようなもの
- ・ 実施機関の事務の遂行を停滞させることを目的とすることが明らかに認められる大量請求
- ・ 明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求や、請求内容の文言に多少の違いがあったとしても同種の内容の文書の公開を繰り返し求める請求、職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等で、かつ、これらの請求が、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであると認められるもの
- ・ 行政文書の閲覧を請求しながら閲覧を行わない行為を繰り返す請求者や行政文書の写しの交付を請求しながら費用を支払わない行為を繰り返す請求者からの再度の請求
- ・ 行政文書の公開によって得た情報が犯罪行為に使用されるなど不適正に利用されるおそれがあると認められる請求
- ・ その他、請求者の言動、請求内容、請求方法等から、公開請求の趣旨から逸脱すると認められる請求

3 (略)

4 不適正な請求であって、公開請求権の行使が本条例の目的、趣旨に著しく逸脱

するものと認められる場合には、当該請求について、法の一般原則である権利の濫用に当たるとして、却下することができる。

ただし、その適用にあたっては、公開請求の態様、公開請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び府民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるかを慎重に判断する必要がある。」

イ 教育庁の方針

教育庁では、前記アの大阪府情報公開条例解釈運用基準における条例第4条の運用についての記載を踏まえ、大量請求事案等への対応について、本件非公開決定1及び本件非公開決定2を担当する教育庁教育振興室高等学校課（以下「高等学校課」という。）は教育総務企画課と協議調整をし、令和4年7月頃までに、行政文書公開請求を個別に検討の上、実施機関の事務の遂行を停滞させることを目的とすることが明らかに認められる大量請求、明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求など専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであると認められるもの、請求者の言動、請求内容、請求方法等から公開請求の趣旨から逸脱すると認められる請求については、不適正な請求であって法の一般原則である権利の濫用に当たるとして却下する方針で対応することとした。

(3) 本件事件の提起と本件判決について

ア 本件事件の提起について

令和5年1月2日、A氏は、大阪地方裁判所に、府を被告として、本件非公開決定1、本件非公開決定2及び委員会が令和4年3月3日付けでA氏に対してした公開決定等（以下「3.3公開決定等」という。）の取消しと公開決定の義務付け並びに精神的苦痛に対する賠償（150万円）を求める訴え（本件事件。令和5年（行ウ）
（略））を提起した。

イ 府の応訴について

被告府（代表者兼処分行政庁は委員会）は、令和5年2月8日、本件事件の応訴を決定した。

ウ 本件判決

令和5年11月10日、大阪地方裁判所は、3.3公開決定等の取消し及び公開決定の義務付けを求める部分を却下し、本件非公開決定1の取消請求及び本件非公開決

定2の取消請求はいずれも理由があるからこれを認容し、原告の賠償金の請求は、被告府に対し、2万円の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、原告のその余の請求(3.3 公開決定等の無効確認請求(予備的請求)、本件請求1及び本件請求2に係る公開の義務付け請求及び賠償金の請求のうち上記認容部分以外の部分)はいずれも理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の2分の1を被告府の負担とする本件判決を言い渡した。

本件判決において、本件非公開決定1及び本件非公開決定2の取消し及び賠償金の支払に関する争点については、次のとおり判示された。

(注) 本件判決中の「本件公開請求2」、「本件公開請求3」、「本件処分2」及び「本件処分3」は、それぞれこの監査結果本文中の「本件請求1」、「本件請求2」、「本件非公開決定1」及び「本件非公開決定2」のことである。

(ア) 本件処分2について、本件公開請求2が権利の濫用に当たり本件条例4条に反する不適正なものであるとして本件公開請求2を却下することは違法か。

【本件判決 第3 当裁判所の判断 3 争点(3)について(抜粋)】

「(1) 本件条例には、公開請求が権利の濫用に当たる場合にこれを却下することができる旨の明文の規定はない。しかし、本件条例は、情報公開制度の趣旨や目的が、「知る権利」の保障と個人の尊厳の確保に資するとともに、府民の府政への参加を一層促進すること等にあることを前提に、公開請求権を権利として保証する一方で(本件条例の前文、1条、3条及び6条。(略))、請求者の責務として、本件条例の定めるところにより行政文書又は法人文書の公開を請求しようとするものは、本件条例1条の目的に則し、適正な請求をしなければならない旨規定しており(本件条例4条。(略))、本件条例に基づく公開請求について、権利の濫用は許されないという一般法理の適用は否定されず、当該公開請求が権利の濫用に当たる場合には実施機関は当該公開請求を却下するとして非公開決定をすることができる」と解される。

もっとも、本件条例の目的等、実施機関等の責務及び公開請求権に係る規定(本件条例の前文、1条、3条及び6条)等の内容に照らせば、本件条例は、公開請求権を権利として広く保障しているといえるから、本件条例に基づく公開請求が権利の濫用に当たり許されないとの判断は慎重であることを要するというべきであり、当該公開請求の目的や態様、非公開決定

に至るまでの実施機関と請求者とのやり取り、当該公開請求に係る事務処理を行うことによる実施機関の業務への支障等の個別的事情を勘案し、当該公開請求が、本件条例が規定する情報公開制度の本来の趣旨や目的を著しく逸脱するものといえる場合に限り、権利の濫用に当たり許されないものと解するのが相当である。

(2) (略)

ア (略) 本件公開請求2が請求者である原告が作成した文書が対象となっていることや、本件公開請求2の対象文書が、原告自身が保管するなどし、自由に見たり利用したりすることができるものであることをもって、本件公開請求2が権利の濫用に当たり許されないものであるということとはできない。

オ (略) 被告の主張を総合的に検討しても、本件公開請求2は、本件条例が規定する情報公開制度の本来の趣旨や目的を著しく逸脱するものとはいえず、権利の濫用に当たり許されないものとはいえない。

(3) まとめ

したがって、本件処分2は、違法であり、取消しを免れない。」

(イ) 本件処分3について、本件公開請求3が権利の濫用に当たり本件条例4条に反する不適正なものであるとして本件公開請求3を却下することは違法か。

【本件判決 第3 当裁判所の判断4 争点(4)について (抜粋)】

「(1) (略)

ア (略) 本件公開請求3の対象文書のほとんどが、明らかに存在するはずのない文書であり、又は、存在しないことが客観的に明らかであるとしても、このことをもって、直ちに本件公開請求3の目的が専ら大阪府教育委員会に手間と時間を掛けさせるためだけにあるものと評価することはできない。

また、(略) 本件公開請求3に係る請求書には「※なお、この行政文書公開請求は、府立泉大津高校の通称 B 前教頭(中略)の指示および同前校長 C の絶賛によるものです。」と記載されており、当該記載は、請求書に書く必要がないものである上、少なくとも請求先である大阪府教育委員会や、B 教頭及び C 校長を揶揄するものであることがうかがわれ、適切な記載であるとはいえない。しかし、C校長や B 教頭が原告に対して本件公開請求3をするように指示や

絶賛をしたという事実がなかったとしても、上記記載から、直ちに原告において C 校長や B 教頭の社会的信用を低減、失墜させようという意図で本件公開請求 3 をしたとは認めるに足りず、少なくとも、上記記載から直ちに本件公開請求 3 が権利の濫用に当たるということはできない。(略)

エ (略) 被告の主張を総合的に検討しても、本件公開請求 3 は、本件条例が規定する情報公開制度の本来の趣旨や目的を著しく逸脱するものとはいえず、権利の濫用に当たり許されないものとはいえない。

(2) まとめ

したがって、本件処分 3 は、違法であり、取消しを免れない。」

(ウ) 国家賠償請求の可否等

【本件判決 第 3 当裁判所の判断 8 争点(8)について (抜粋)】

「(1) (略) 本件処分 2 及び本件処分 3 には取り消し得べき瑕疵がある。しかし、本件条例に基づく本件処分 2 及び本件処分 3 に上記瑕疵があっても、そのことから直ちに国家賠償法 1 条 1 項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件処分 2 及び本件処分 3 をしたと認め得るような事情がある場合に限り、上記評価を受けるものと解するのが相当である (略)。

(2) 前記(1)の観点から、本件処分 2 及び本件処分 3 についてみるに、(略) 本件条例に基づく公開請求が権利の濫用に当たり許されないとの判断は慎重を要するというべきところ、本件処分 2 及び本件処分 3 に係る各通知に付記された本件処分 2 及び本件処分 3 の理由に加え、被告が主張する本件公開請求 2 及び本件公開請求 3 が権利の濫用に当たる理由を検討しても、本件公開請求 2 及び本件公開請求 3 が権利の濫用に当たり、本件条例 4 条に反する不適正な請求であるとの判断には理由がないものと認められる。そして、(略)、実施機関である大阪府教育委員会において、本件公開請求 2 及び本件公開請求 3 が権利の濫用に当たり本件条例 4 条に反する不適正な請求であるとの判断をするに際し、本件公開請求 2 及び本件公開請求 3 の目的や態様、これらの公開請求に係る事務処理を行うことによる大阪府教育委員会の業務への支障等について、具体的な事情を適切に考慮したということとはできず、また、原告に対し、本件公開請求 2 及び本件公開請求 3 についての補正を求めるなどの手順を踏んだ上で、本件処分 2 及び本件処分 3 を

したということもできないから、上記の判断をするに際し、非公開決定に至るまでの原告とのやり取り等の具体的な事情を適切に考慮しなかったものといわざるを得ない。

これらの事情に照らすと、大阪府教育委員会ないし被告の担当職員は職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件処分2及び本件処分3をしたと認められるから、国家賠償法1条1項の適用上違法なものであるといえ、また、当該担当職員に過失があると認められるから、被告は、上記行為により原告が被った損害を賠償すべき責任があるというべきである。

- (3)原告は、(略)本件処分2及び本件処分3に係る違法な行為により、本件条例に基づく行政文書の公開を求める権利を侵害され、精神的苦痛を被ったと認められる。

慰謝料の額について検討するに、本件公開請求2及び本件公開請求3の各対象文書の性質、本件処分2及び本件処分3の各内容、本件処分2及び本件処分3に至る経緯、本件処分2及び本件処分3に係るものを含む原告と実施機関である大阪府教育委員会との間のやり取りに加え、上記精神的苦痛は、本件訴訟において、本件処分2及び本件処分3の違法が確認され、これらを取り消されることにより、相当程度慰謝されるものであること等の本件で現れた一切の事情を総合考慮すれば、合計2万円と認めるのが相当である。」

- (4) 本件判決の確定について

本件判決について、府及び原告はいずれも控訴しなかったことにより、本件判決は、原告の控訴期限である令和5年11月29日の経過をもって確定した。

- (5) 本件事件に係る賠償金及び訴訟費用並びに訴訟代理人に対する着手金及び終了謝金の支払について

ア 本件事件の原告A氏への支払

前記(4)の本件判決の確定により、府は、次の(ア)及び(イ)のとおり、原告のA氏に賠償金及び府が負担することとなった訴訟費用を支払った。

公金の支出に関する事務は前記第3の2のとおり知事から委員会に、さらに委員会から教育長に委任されており、賠償金及び訴訟費用に関する支出は、高等学校課で執行されたものである。

(7) 賠償金

令和5年12月5日、府は、A氏に対し、A氏が指定する口座に賠償金2万円を振り込んで支払った。なお、事務局職員が前記第3の4の实地監査においてこの支払手続に係る証拠書類一式について確認したところ、監査した限りにおいて手続の瑕疵は見当たらなかった。

(イ) 訴訟費用額

前記(4)のとおり本件判決が確定したため、府とA氏は、それぞれ大阪地方裁判所に対し、訴訟費用額確定処分を申し立てた(令和5年(行ク) (略)、令和6年(行ク) (略))。

上記の申立てに対し、大阪地方裁判所の書記官がした令和6年1月12日付け訴訟費用額確定処分により、府は、A氏に2万2,746円を支払うこととされた。

府は、上記の訴訟費用額確定処分を受け、同月29日、A氏に対し、A氏の指定する口座に訴訟費用額2万2,746円を振り込んで支払った。なお、事務局職員が前記第3の4の实地監査においてこの支払手続に係る証拠書類一式について確認したところ、監査した限りにおいて手続の瑕疵は見当たらなかった。

イ 訴訟代理人に対する着手金及び終了謝金の支払について

(7) 訴訟委任契約について

前記(3)イの本件事件の応訴に当たり、府、委員会と弁護士法人(以下「当該弁護士法人」という。)は、令和5年2月17日付けで訴訟委任契約を締結した。なお、事務局職員が前記第3の4の实地監査においてこの訴訟委任契約に係る証拠書類一式について確認したところ、監査した限りにおいて手続の瑕疵は見当たらなかった。

上記の訴訟委任契約に係る訴訟委任契約書には、次のとおりの定めがある。

(この契約書では、府：甲、委員会：乙、当該弁護士法人：丙と記載)

・(委任事項)

第1条 甲及び乙は、大阪地方裁判所(令和5年(行ウ) (略))

処分取消等請求事件以下「本件事件」という。)についての一切

の行為を行う権限を丙に委任する。

・(着手金)

第2条 乙は、丙に対し本件事件の着手金として金660,000円(消費税及び

地方消費税額 60,000 円を含む。)を支払うものとする。

・(終了謝金)

第 3 条 本件事件が完結したときに、乙は丙に対し終了謝金として金 600,000 円に消費税及び地方消費税額を加えた額を支払うものとする。ただし、事案の処理に至る状況等により、終了謝金の額が当該金額によりがたい場合、乙はこれを増減することができるものとする。

(イ) 着手金の支払について

前記(ア)の訴訟委任契約第 2 条に基づき、委員会は、当該弁護士法人に対し、令和 5 年 2 月 24 日、着手金 66 万円を当該弁護士法人の口座に振り込んで支払った。なお、事務局職員が前記第 3 の 4 の実地監査においてこの支払手続に係る証拠書類一式について確認したところ、監査した限りにおいて手続の瑕疵は見当たらなかった。

(ウ) 終了謝金の支払について

前記(4)のとおり本件判決が確定したため、前記(ア)の訴訟委任契約に基づき、委員会は、当該弁護士法人に、令和 5 年 12 月 5 日、終了謝金 66 万円を当該弁護士法人の口座に振り込んで支払った。なお、事務局職員が前記第 3 の 4 の実地監査においてこの支払手続に係る証拠書類一式について確認したところ、監査した限りにおいて手続の瑕疵は見当たらなかった。

公金の支出に関する事務は前記第 3 の 2 のとおり知事から委員会に、さらに委員会から教育長に委任されており、訴訟委任契約の締結(支出負担行為)並びに着手金及び終了謝金に関する支出は、いずれも教育庁の教育総務企画課で執行されたものである。

(6) 職員に対する求償について

前記(4)の本件判決の確定により府が A 氏に支払った前記(5)ア(ア)の国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第 1 条第 1 項に基づく賠償金について、府は、関係職員(本件非公開決定 1 及び本件非公開決定 2 を行うに際しての起案・決裁に携わった職員。以下「当該関係職員」という。)が、その違法性を認識して行政文書の非公開決定を行ったわけではなく、かつ、その違法性を容易に予見できるものではなかったことから、故意又は重大な過失があったとは認められないとして、当該関係職員に対し、

同条第2項に基づく求償を行わないこととした。

(7) 本件判決確定後の本件請求1及び本件請求2の処理について

委員会は、本件判決において本件非公開決定1及び本件非公開決定2が取り消されたことに伴い、次のア及びイのとおり、本件請求1及び本件請求2に対する公開決定等を行った。

ア 本件請求1について

本件請求1について、令和5年12月28日付けで、委員会は、条例第13条第1項の規定により一部を公開する旨の決定をし、同日付け教高第3758号部分公開決定通知書で、A氏に対して通知した。

この部分公開決定通知書には、公開しないことと決定した部分として、「個人の氏名、出身地、学歴、職歴、印影、事件記録符号、住所、株主番号等、銀行名、口座番号、ID番号」、公開しない理由として「大阪府情報公開条例第9条第1項第1号に該当する。本件行政文書の非公開部分には、個人の氏名、出身地、学歴、職歴、印影、事件記録符号、住所、株主番号等、銀行名、口座番号、ID番号が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため。」と記載されていた。

イ 本件請求2について

本件請求2について、委員会は、公開決定と不存在による非公開決定を行うこととし、令和5年12月28日付け教高第3416号で、それぞれ公開決定通知書及び不存在による非公開決定通知書で、A氏に対して通知した。

また、委員会は、本件請求2について、同日付け教高第3416号公開決定通知書及び不存在による非公開決定通知書でA氏に対して通知を行った後、公開するべき行政文書が新たに特定されたとして、同6年3月8日付けで追加の公開決定を行うこととし、同日付け教高第3416-2号公開決定通知書で、A氏に対して通知した。

これらの通知書には、次の(ア)から(ウ)までの記載がある。

(ア) 公開決定通知書（令和5年12月28日付け教高第3416号）

条例第13条第1項の規定により、行政文書の全部を公開することと決定した旨、行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等及び公開することと決定した行政文書の名称が記載されていた。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等及び公開することと決定

した行政文書の名称は、次のとおりである。

(行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等)

- A. 府立東住吉総合高校、泉大津高校、岬高校、狭山高校について、
1. 体育の水泳実技に参加できない生徒に対して課しているレポート課題の内容がわかる資料
 2. 上記1. のレポート課題が現行学習指導要領に基づいてどのように評価されるのか分かる資料
 3. 上記1. のレポート課題がどのように現行学習指導要領に基づいているのか分かる資料
 4. 上記1. のレポート課題の分量および内容が正当である根拠
- B. 現行学習指導要領体育編において、『入学年次においては、「B器械運動」、
「C陸上競技」、
「D水泳」及び「Gダンス」についてはこれらの中から一つ以上を、「E球技」及び「F武道」についてはこれらの中から一つ以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。その次の年次以降においては、「B器械運動」から「Gダンス」までの中から二つ以上を選択して履修できるようにすること。』とあることについて
1. 上記に「選択して履修できるよう」とあるにも関わらず、府立東住吉総合高校においては生徒に選択の余地を与えず特定の領域を強制させている事実がわかる文書
 2. 上記に「選択して履修できるよう」とあるように、府立東住吉総合高校においてはどのように領域を選択させているのかわかる文書
 3. 上記1. 2. について泉大津高校、岬高校、狭山高校について同様の文書

(公開することと決定した行政文書の名称)

A. 1. について

・府立東住吉総合高校：

「体育見学用紙」、「レポート課題」

・泉大津高校：

「体育見学用紙」、「1年水泳レポート」、「2年水泳レポート」、「3年水泳レポート」、「体育授業レポート」、「水泳レポート」

・岬高校：

「水泳レポート課題」

・狭山高校

「見学届」、「保健体育科レポート」、「2023年度狭山高校44期生1年水泳レポート」、「2023年度狭山高校43期生2年水泳レポート」

(イ) 不存在による非公開決定通知書（令和5年12月28日付け教高第3416号）

対象となる行政文書を管理していないため、条例第13条第2項の規定により公開しないことと決定した旨、行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等及び公開請求に係る行政文書を管理していない理由が記載されていた。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等は前記(ア)と同じであり、公開請求に係る行政文書を管理していない理由として、「本請求に係る文書「A. 2」「A. 3」「A. 4」「B. 1」「B. 2」「B. 3」については、作成していないため、管理していない。」と記載されていた。

(ウ) 公開決定通知書（令和6年3月8日付け教高第3416-2号）

条例第13条第1項の規定により、行政文書の全部を公開することと決定した旨、行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等及び公開することと決定した行政文書の名称が記載されていた。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等は前記(ア)と同じであり、公開することと決定した行政文書の名称は、次のとおりである。

(公開することと決定した行政文書の名称)

A. 1. について

・府立東住吉総合高校：

「R3. R4_1年水泳レポート」、

「R3. R4_2年水泳レポート」、

「R3. R4_3年水泳レポート」

2 判断

請求人は、本件判決において、本件非公開決定1及び本件非公開決定2に関する府の違法や当該関係職員の過失についてはすでに裁判所により認められており、府には、当該関係職員による過失による違法のために、賠償金、訴訟費用及び弁護士報酬の損害が生じた旨主張するので、以下判断する。

(1) 賠償金、訴訟費用及び弁護士報酬の支払について

賠償金、訴訟費用及び弁護士報酬の支払が違法又は不当な公金の支出に当たるかについて、検討する。

ア 賠償金の支払

前記1(5)ア(ア)のとおり、府は、令和5年12月5日に、A氏に対して賠償金2万円を支払ったが、これは前記1(4)の本件判決の確定により府に支払義務が生じたことにより支払ったものである。また、前記1(5)ア(ア)のとおり、監査した限りにおいて、その支払手続においても瑕疵は見当たらなかったことから、A氏に対する賠償金の支払については、違法又は不当なものとはいえない。

イ 訴訟費用額の支払

前記1(5)ア(イ)のとおり、府は、令和6年1月29日に、A氏に対して訴訟費用額として2万2,746円を支払ったが、これは前記1(4)の本件判決の確定により府に支払義務が生じ、前記1(5)ア(イ)の大阪地方裁判所書記官が令和6年1月12日に行った訴訟費用額確定処分によって確定した支払額を支払ったものである。また、前記1(5)ア(イ)のとおり、監査した限りにおいて、その支払手続においても瑕疵は見当たらなかったことから、A氏に対する訴訟費用額の支払については、違法又は不当なものとはいえない。

ウ 訴訟委任契約に基づく着手金及び終了謝金の支払

前記1(5)イ(ア)から(ウ)までのとおり、府及び委員会は、本件事件の実施に当たり当該弁護士法人と訴訟委任契約を締結し、これに基づき、委員会は、令和5年2月24日に着手金を、同年12月5日に終了謝金をそれぞれ当該弁護士法人に支払ったものである。また、前記1(5)イ(ア)から(ウ)までのとおり、監査した限りにおいて、その契約手続及び支払手続においても瑕疵は見当たらなかったことから、当該弁護士法人に対する着手金及び終了謝金の支払については、違法又は不当なものとはいえない。

(2) 請求・求償の要否について

本件職員措置請求書には、府に生じた損害を補填するために、知事が当該関係職員に対し、連帯して、相当金額を府に支払うよう請求・求償するなど、必要な措置を講じることを求める旨記載されている。

国家賠償法第1条第1項は、公務員が故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずるとし、同条第2項は、同条第1項の規定により国又は公共団体が賠償責任を有する場合で、公務員に故意又は重大な過失があったときに、国又は公共団体は、当該公務員に対して求償権を有すると定めている。

前記1(3)ウの本件判決では、本件非公開決定1及び本件非公開決定2に関して当該関係職員に過失があるとして慰謝料2万円に限って同条第1項の府の賠償責任が認められたものである。

一方、府が負担する訴訟費用額や弁護士報酬については、府が当該関係職員に何らかの請求権を有するという法律上の根拠は見いだせない。

そこで、慰謝料2万円に限って、府が国家賠償法第1条第2項所定の求償権を有するか否かについて検討する。

ア 求償権の有無に係る検討事項

前述のとおり、府が当該関係職員に対する求償権を有するのは、当該関係職員に故意又は重過失がある場合に限定されることから、府が当該関係職員に対する求償権を有するかどうかの判断に当たっては、本件非公開決定1及び本件非公開決定2を行うに際し、当該関係職員に故意又は重過失があったかについて検討を行うこととする。

イ 当該関係職員の過失の程度について

本件判決は、前記1(3)ウ(ウ)のとおり、委員会ないし当該関係職員は職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件非公開決定1及び本件非公開決定2をしたと認められるから、国家賠償法第1条第1項の適用上違法なものであるといえ、また、当該関係職員に過失があると認められる旨判示し、当該関係職員が条例の解釈・適用を誤り、本件非公開決定1及び本件非公開決定2を行ったことにつき過失を認定するものであるが、これをもって直ちにその過失の程度が重過失であると評価することはできない。

次に、前記1(3)ウ(ア)のとおり、本件判決では、条例に基づく公開請求について、権利の濫用は許されないという一般法理の適用は否定されず、当該公開請求が権利の濫用に当たる場合には実施機関は当該公開請求を却下するとして非公開決定をすることができる旨、また、当該公開請求の目的や態様、非公開決定に至るまでの実施機関と請求者とのやり取り、当該公開請求に係る事務処理を行うことによる実施機関の業務への支障等の個別的な事情を勘案し、当該公開請求が、条例が規定する情報公開制度の本来の趣旨や目的を著しく逸脱するものといえる場合に限り、権利の濫用に当たり許されないものと解するのが相当である旨、判示している。

この点、前記1(2)イのとおり、教育庁は、令和4年7月頃までに、行政文書公開請求を個別に検討の上で実施機関の事務の遂行を停滞させることを目的とすることが明らかに認められる大量請求、明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求など専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであると認められるもの、請求者の言動、請求内容、請求方法等から公開請求の趣旨から逸脱すると認められる請求については、不適正な請求であって法の一般原則である権利の濫用に当たるものとして却下する方針で対応することとし、本件非公開決定1及び本件非公開決定2は、いずれも、かかる方針に基づき決定されたものと認められる。

そうすると、教育庁の上記方針自体は、本件判決の判示の趣旨に沿うものであり、本件判決は、その適用において、「業務への支障等について、具体的な事情を適切に考慮」しなかったことや、「補正を求めるなどの手順を踏」まなかったことなどの過失を指摘するものと解される。

このような当該関係職員の過失の内容及び経緯によれば、本件非公開決定1及び本件非公開決定2を行うに当たって故意はもとより重過失があったとは認められない。また、監査を実施した限りにおいて、他に当該関係職員の故意又は重過失を窺わせる事実も見当たらない。

よって、府は当該関係職員に対する求償権を有しておらず、これを行わないことが法第242条第1項で住民監査請求の対象となる違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実であるということとはできない。

(3) まとめ

以上、財務会計法規に照らして、府の賠償金及び訴訟費用の支払並びに訴訟委任契約に基づく訴訟代理人に対する着手金及び終了謝金の支払については、違法・不当な公金の支出に当たらず、また、府が求償権を行わないことが違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実とも認められない。

なお、前記1(3)ウの本件判決は、本件非公開決定1及び本件非公開決定2を違法と判断しているが、前記2(2)イのとおり、両決定が依拠した教育庁の方針自体が違法であると判断しているわけではない。両決定が違法とされた結果、府が賠償金及び訴訟費用の支払並びに訴訟委任契約に基づく訴訟代理人に対する着手金及び終了謝金の支払を余儀なくされたものの、それによる責任を問うことができるのは、先行する原因行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がある場合に限られる（最高裁昭和61年（行ツ）第133号平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照）。委員会が行った本件非公開決定1及び本件非公開決定2は、教育庁の方針の適用において違法過失があると判断されたに留まるから、当該両決定が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとはいえない。

3 結論

以上のとおり、本件判決による府の賠償金及び訴訟費用の支払並びに訴訟委任契約に基づく訴訟代理人に対する着手金及び終了謝金の支払については、監査を実施した限りにおいて違法又は不当とは認められないから、請求人の主張には理由がない。

よって、本件監査請求を棄却する。

令和6年4月24日付け 請求人提出

請求の要旨

(1) 請求

大阪府に生じた損害を補填する為に、知事が教育委員会関係職員（別記）に対し、連帯して、相当金額を府に支払うよう請求・求償するなど、必要な措置を講じることを監査委員が知事に勧告することを求める。

(2) 経緯

甲1のとおり、令和5年11月10日付け大阪地裁判決（令和5年（行ウ） 略）。確定済み）によって、大阪府には2万円の賠償義務が生じた（同12月5日に支払済のようである）。

当該判決は、被告であった大阪府教育委員会が令和4年7月12日付けで原告に対してした非公開決定（教高第1784号）、および、同じく令和4年7月19日付け非公開決定（教高第2401号）を取り消す旨のものであり、これら2件の決定についての関係職員は、甲2および甲3のとおりである。

また、当該判決においては、訴訟費用が原告と被告（大阪府）の間で2分されたため、甲4のとおり、大阪府には32,538円の負担が生じた。（なお、本件訴訟は3件併合によるものであるため、大阪府敗訴の2件についての訴訟費用負担は21,692円（全額の3分の2に按分）とするのが相当であると言える。）

さらに、当該訴訟のために、甲5のとおり、弁護士費用として132万円が支払われた（訴訟費用と同様に弁護士費用は88万円（全額の3分の2に按分）とするのが相当であると言える。）。

判決文（甲1）48頁においては、「これらの事情に照らすと、大阪府教育委員会ないし被告の担当職員は職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件処分2及び本件処分3をしたと認められるから、国家賠償法1条1項の適用上違法なものであるといえ、また、当該担当職員に過失があると認められるから、被告は、上記行為により原告が被った損害を賠償すべき責任があるというべきである。」とされており、被告であった大阪府の違法や、当該担当職員の過失については、すでに裁判所によって認められている。

以上のことから、大阪府当該担当職員の過失による違法のために、大阪府には合計921,692円の損害が生じたものと言える。

(3) 関係職員

甲2のとおり、令和4年7月12日付け教高第1784号においては、教育庁の職員9名である。

また、甲3のとおり、令和4年7月19日付け教高第2401号においては、教育庁の職員9名である。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

事実証明書一覧

甲1：大阪地裁判決（令和5年（行ウ）（略））

甲2：令和4年7月12日付け教高第1784号起案文書

甲3：令和4年7月19日付け教高第2401号起案文書

甲4：本件訴訟（甲1）にかかる訴訟費用確定処分

甲5：本件訴訟（甲1）にかかる弁護士費用についての経費支出伺書

○国家賠償法（昭和22年法律第125号）

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

○大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）

情報の公開は、府民の府政への信頼を確保し、生活の向上をめざす基礎的な条件であり、民主主義の活性化のために不可欠なものである。

府が保有する情報は、本来は府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるべきものであって、府は、その諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにすることを求められている。

このような精神のもとに、府の保有する情報は公開を原則とし、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、行政文書等の公開を求める権利を明らかにし、併せて府が自ら進んで情報の公開を推進することにより、「知る権利」の保障と個人の尊厳の確保に資するとともに、地方自治の健全な発展に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、行政文書及び法人文書の公開を求める権利を明らかにし、行政文書及び法人文書の公開に関し必要な事項を定めるとともに、総合的な情報の公開の推進に関する施策に関し基本的な事項を定めることにより、府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条

2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び警察本部長をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関又は実施法人は、行政文書又は法人文書の公開を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するとともに、行政文書又は法人文書の適切な保存と迅速な検索に資するための行政文書又は法人文書の管理体制の整備を図らなければならない。

(請求者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書又は法人文書の公開を請求しようとするものは、第1条の目的に則し、適正な請求をするとともに、公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(公開請求権)

第6条 何人も、実施機関に対して、行政文書の公開を請求することができる。

(公開してはならない行政文書)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならない。

- 一 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- 二 法令の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができない情報

(行政文書の公開の決定及び通知)

第13条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、速やかに、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書を管理していないときを含む。）は、その旨の決定をし、速やかに、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第14条 前条第1項及び第2項の決定（以下この章及び第三章第一節において「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内に行わなければならない

い。ただし、第7条第6項の規定により請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間)内に、実施機関が公開決定等をしないときは、請求者は、前条第2項の規定による行政文書の全部を公開しない旨の決定(以下「非公開決定」という。)があったものとみなすことができる。

(公開決定等の期限の特例)

第15条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日(第7条第6項の規定により請求書の補正を求めた場合にあっては、これに当該補正に要した日数を加えた日数)以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書についての公開決定等をする期限

2 請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る行政文書については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が公開決定等をしないときは、請求者は、同号の残りの行政文書について非公開決定があったものとみなすことができる。